

入院のご案内

(入院に関する必要事項が記載されておりますので必ずお読み下さい。)



社会医療法人 謙 仁 会
山 元 記 念 病 院

〒848-0031 佐賀県伊万里市二里町八谷搦 8 8 番地 4

TEL 0955 (23) 2166 FAX 0955 (22) 4702

謙仁会の理念

“患者さんは常に正しい”

“頭を下げよ”

“ベストを尽くせ”

山元記念病院の理念

地域住民に密着した病院として、地域医療の向上と予防医療・福祉に貢献する。

患者さんの権利

医療に関して、患者さんは人間としての尊厳を大切にされ、以下の権利があります。

1. 患者さんは、人格を尊重した適切な医療を受ける権利があります。
2. 患者さんは、自由に病院、医療施設を選ぶ権利があります。
3. 患者さんは、治療方法などを自ら選択・決定する権利があります。
4. 患者さんは、自身の医療情報について説明を受ける権利があります。
5. 患者さんは、個人情報を守られる権利があります。

患者さんへのお願い

医療は患者さんと医療従事者が対等の立場で相互の信頼関係の上で行われます。そこで、患者さんは次のことをお願いします。

1. 患者さんは、積極的に医療に参加する義務があります。
2. 患者さんは、病院の規則を守る義務があります。
3. 患者さんは、医療費を支払う義務があります。

1. 入院手続きについて

- ◇ 入院当日は、基本的に1階受付窓口で手続きを行って下さい。
- ◇ 入院案内等のご説明は1階窓口または、各病室で行います。
患者様（家族様）が不在時は説明連絡表を置いておりますので、病室へ戻られた際にスタッフステーション又は1F窓口までお声がけ下さい。
- ◇ 予定日及び予定時間に入院できない場合は、必ずご連絡下さい。
- ◇ 入院手続きには、次のものがが必要です。
 - ① マイナンバーカード（又は保険証）、その他の医療証
※ お持ちの方のみ（医療受給者証・標準負担額減額認定証・限度額適用認定証・身体障害者手帳・介護保険証など）
 - ② 印鑑（認め印）
 - ③ 診察券
 - ④ 入院申込書・誓約書（連帯保証人等諸事項をご記入の上、ご持参下さい）
※ 申込書、誓約書は、入院後3日以内に1階入院受付窓口又は各階スタッフステーションにご提出下さい。
- ◇ 病 室
病室は4床室と個室及び特別室となっております。特別室をご利用の場合は、特別室料金が必要です。
（※ 特別室料金は、1日につき5,500円です。また、入院時に承諾書を提出していただきます。）
- ◇ 入院中の看護は看護師が行いますので、付き添いの必要はありません。
なお、患者さんの「心のケア等」が必要と主治医・看護師が認めた場合に限り時間外の面会が認められます。

2. 入院時に準備していただくもの

- ◇ 病衣（ねまき・パジャマ等）
病衣については、レンタル（有料）も可能です。（当院指定業者と患者様の直接契約による「入院セット」のご利用ができます。）
私物のパジャマ等をご使用される場合は、ご自身でご用意下さい。
- ◇ 手回り品（タオル・バスタオル・下着類・室内履き等）
- ◇ 洗面用具（歯ブラシ・くし・髭剃り等）
- ◇ 日用品類（ティッシュペーパー等）
- ◇ 義歯を使用されている方は、義歯を入れる容器
- ◇ 内服薬（当院外来又は他の病院で処方を受け、現在服用中のお薬は忘れずにご持参下さい）
- ◇ その他
 - ※ 紙おむつについては、患者様・ご家族のご負担軽減、看護ケアの質向上の観点から、当院で準備したものを使用していただいております。持ち込みを希望される場合はご相談ください。
 - ※ 洗濯は、家族様の方でお願いします。6階にコイン式洗濯機・乾燥機が設置されています。（洗濯機＝100円〈1回〉乾燥機＝100円〈30分〉テレビカードでのお支払いも可能です。）
 - ・ 洗剤はでませんので、各自ご用意下さい。（1階の売店でもご購入いただけます。）
 - ・ 100円硬貨が必要となりますので、ご用意をお願いします。
 - ※ テレビは特別室以外の病室は有料です。各階病棟の自動販売機で購入してください。（1枚＝1,000円）
カード残高の払い戻しは、1F会計横の精算機をご利用ください。

3. 入院中に守っていただくこと

1. 入院中は医師や看護師の指示に従ってください。
2. 消灯時間は午後9時になっております。
3. 入院中の外出又は外泊は治療のさまたげとなります。やむを得ない理由がある場合は、定められた手続きにより事前に主治医の許可を受け、看護師の指示に従ってください。
※無断外出・外泊をされた場合は退院の取り扱いをとらせていただくことがあります。
また、その際に発生した事故等に関しては、当院は一切の責任を負いません。
4. 病院敷地内はすべて禁煙となっております。
なお、喫煙は患者さんご自身だけでなく他の患者さんの療養の妨げとなりますので、入院中は固く禁煙をお願いします。
5. 入院中は飲酒・賭博行為・金銭の貸し借り・物品の販売など、他の患者さま等への迷惑行為は固く禁止しております。飲酒・暴力などで他人及び当病院職員に迷惑をかけたり、療養の指示に従わない場合は理由の如何を問わず、直ちに退院の取り扱いをとらせていただきます。
6. 携帯電話等は、医療機器に障害を及ぼす恐れがありますので所定の場所でご使用下さい。なお、病院内ではマナーモードに設定して下さい。
※他の患者さま等から苦情の申し出がありましたら、使用を中止させていただきます。
7. 病院は不特定多数の人が出入りしますので、盗難などの事故防止のため、多額の現金や貴重品はお持ち込みご遠慮願います。
床頭台（身の回りの品物を収納するもの）は施錠可能です。鍵の保管については紛失しないよう各自で管理をお願いします。万一、紛失された場合は自己負担（1,320円税別）となりますのでご了承ください。また、鍵の保管が困難な時は病棟でお預かりする場合があります。
（なお、万一、盗難や紛失が起こった場合、当院は一切の責任を負いません）
8. 病院内の施設・物品等を破損又は紛失された時はすみやかに看護師へ届け出ください。届け出内容の如何によっては、弁償していただくことがあります。
9. 病院施設内への危険物の持ち込みは厳禁いたします（ハサミ・ナイフ等）。
10. 保険証は、毎月、月初めにご提示下さい。なお、保険証に変更があった場合は、ただちにお知らせ下さい。
11. 入院期間中は病院駐車場への駐車はご遠慮ください。
12. 入院中、症状・性別・在院日数等により病室を変わっていただくことがあります。
13. 当病院は防火・耐震設備等、万全の災害防止対策がとられていますが、万一、火災や災害が発生した時はあわてずに関係職員の指示に従って行動してください。
14. プライバシー保護のため、院内での写真撮影（動画を含む）・録音は禁止します。（許可された場合を除きます。）

4. 安全な入院生活について

当院では、患者さんの生活環境を整備しながら転倒・転落の予防に十分注意をして、安全で快適な入院生活を送っていただくよう努めております。しかし、生活環境の変化や病気・けがによる体力・運動機能の低下で、思いがけない転倒・転落事故が起きうる可能性が少なくありません。また、常時見守りができない場合もありますので、転倒・転落の危険性をできるだけ回避するためにご家族様のご理解とご協力をお願いします。

「転倒・転落を防ぐためのお願いごと」

- ① 履き物・着る物について
 - ・履き物はかかとがある物、特にゴム底の運動靴や履き慣れた靴が転倒予防に有効です。
 - ・寝衣等は身体に合った物（特にパジャマ等の裾の長さ）を着用しましょう。
- ② ベッドは、利用しやすい高さに調整し、ベッド柵を必ず使用しましょう。
- ③ 浴室内は滑りやすいので、手すり等を利用して転倒を防ぎましょう。
- ④ 薬剤によっては、足元がふらつく場合があります。用事がありましたら、必ず看護師を呼んで下さい。
- ⑤ 必要な方には、トイレなどへの移動時に看護師等が介助・同行いたします。
- ⑥ ご家族の面会は、患者さんの励みになると共に、自宅と同じような環境作りに大変役に立ちます。できるだけ面会に来てくださるようお願いします。

5. 面会時間について

感染予防のため一時的に面会時間を下記の通りに変更しております。
今後の感染状況により変更になる場合があります。

月曜日～土曜日	} 14:00 ～ 19:00
日曜日・祝祭日	

※面会される方は、病棟備え付けの面会票にお名前等をご記入下さい。

※時間外、多数での面会、咳や熱のある方やお子様連れの面会は、療養を妨げ他の患者様にも迷惑となりますので面会をお断りする場合があります。

また、フルネームをご存じでない方の面会もお断りする場合があります。

※上記の時間内でも、検査や回診又は患者様の症状によっては面会をお断りする場合があります。

6. 入院費用について

① 請求時期

- ・ 入院費用の請求は月 1 回です。1 ヶ月分（1 日～月末まで）を翌月 10 日にご請求します（定期請求）。
- ・ 上記以外では退院時にご請求します。
- ・ 請求書受領後 5 日以内に請求書を添えてお支払下さい。

（請求書は医事課入院係が病室にお届けいたします。それ以外でご希望される場合は受付窓口または、医事課入院係までご連絡下さい。）

② お支払の取扱い時間及び取扱い場所

- ・ 午前 8 時 30 分～午後 8 時まで
- ・ 1 階会計窓口にてお支払下さい。
- ・ 銀行振込（振込み手数料必要）・クレジットカードでのお支払も行っておりますので 1 階会計窓口へお尋ね下さい。

③ 当院は、一般病棟、療養病棟、地域包括ケア病棟があり病棟ごと計算方法が異なります。

- ・ 3 F 一般病棟・・・患者さんの傷病名や手術、処置の内容に応じ DPC（診断群分類）に基づき定額の医療費を基本として計算します。
- ・ 4 F 療養病棟・・・医療必要度（医療区分 1～3）と ADL 区分（身体機能による分類）により評価をおこない計算をします。
- ・ 5 F 地域包括ケア病棟＜平成 26 年 7 月導入＞・・・「地域包括ケア病棟入院料 1」を算定いたします。

「地域包括ケア病棟入院基本料 1」は定額の医療費を基本として計算します。
基本診療料・リハビリテーション料・投薬料・注射料・簡単な処置料・検査料・画像診断料が含まれます。手術、摂食機能療法など内容によっては出来高払い式で計算することもあります。

④ 治療に際し、保険適用外の費用については、別途請求します。

⑤ 一般病棟は、平成 14 年 10 月より入院期間が長期間（180 日以上、他院も通算）の患者様については、入院費の一部が保険適用不可となり、実費を頂く場合があります。なお、金額等詳細は医事課入院係までお尋ね下さい。

7. 各種診断書の申込等について

退院時（退院後）に1階会計窓口までお申し出て下さい。
（診断書の完成までに7日から10日程、お時間を頂きます。）

8. 退院手続きについて

1. 主治医から退院の許可が出ましたら、退院当日に病室に請求書をお届けします。1階会計窓口で入院費用全額のお支払いを済ませて下さい。
（退院前日に概算額をご希望される方は医事課入院係へお知らせ下さい。）
2. お支払いがお済になりましたら、病棟看護師へ領収書を提示し、連絡事項をお聞きになり、退院をお願いします。

9. 医療・福祉相談について

1. 療養中の不安や悩み、医療福祉制度の活用・医療費等については、医療ソーシャルワーカーが相談に応じます。どんな事でもお気軽にご相談ください。
医療福祉相談室は、**地域医療連携室内**にあります。

10. 個人情報の保護について

患者様の個人情報は、原則として患者様に提供する医療サービスを利用目的としておりますが、次の事項につきましては、患者様のお申し出により対応しております。

1) 病名告知

当院では、患者様本人及び患者様の同意を得た親族の方へ病名を告知することを原則としております。なお、告知を希望しない場合はその旨お申し出下さい。

2) 面会者、病室氏名表示の制限

当院では、面会者の制限は特にしておりません。また、病室入口に氏名の表示をしております。これらにつきましては、患者様またはご家族のお申し出により面会者の制限、病室入口の氏名非表示の対応をしております。

- 3) 個人情報の保護に関してのお問い合わせは、**医療安全管理室**にご相談下さい。

1 1．栄養管理・薬剤管理について

◇お食事

- 1) 栄養管理室では、衛生管理に特に注意しながら日々の食事提供を行っています。しかし、ご家族やお見舞いの方が持ち込まれる食事や食品等につきましては、当院としては安全面の管理ができかねます。
- 2) お食事は治療の手段の一つであり、医師の指示により病状に合わせた食事を用意しております。また、病気の状況によっては、療養のための治療食（流動食・糖尿食等）をとっていただく場合があります。
- 3) 朝食は午前8時、昼食は12時、夕食は午後6時となっております。

◇栄養指導

当院では、ご本人様及びご家族の方を対象に、管理栄養士が栄養指導を行っております。ご希望の方は主治医又は、病棟の看護師へお申し出下さい。
ご本人及びご家族と相談のうえ、指導させていただく日時を決めさせていただきます。

◇薬剤管理指導

当院では、薬剤治療を安全に行うため薬剤師が薬剤管理指導を行っております。ご希望の方は主治医又は、病棟の看護師へお申し出下さい。
ご本人及びご家族と相談のうえ、指導させていただく日時を決めさせていただきます。

1 2．その他

1．売店のご案内

営業時間 午前8時30分～午後5時30分（日曜日除く）
（14：00～15：00 休憩のため閉店）

- 2．病院職員に対する心遣いなどは、一切お断りしております。
- 3．お気づきの点、ご希望がありましたらお気軽に病棟の看護師、または職員へお申し出下さい。

～ 患者様（家族様） ～

※ ご入院中は原則、他の医療機関受診が出来ません。※

（ご家族が代理でお薬をもらいに行かれる場合も含みます。）

まず、医師または、看護師にご相談下さい。

※「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」について ※

○ 70歳未満の方は「限度額適用認定証」の手続きをして頂くと窓口負担が下記のようにになります。

所得区分	自己負担限度額	多数月該当
区分ア (標準報酬月額 83 万円以上)	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% / 月	140,100 円 / 月
区分イ (標準報酬月額 53 万円～79 万円)	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% / 月	93,000 円 / 月
区分ウ (標準報酬月額 28 万円～50 万円)	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% / 月	44,400 円 / 月
区分エ (標準報酬月額 26 万円以下)	57,600 円 / 月	44,400 円 / 月
区分オ (被保険者が市区町村民税非課税者等)	35,400 円 / 月	24,600 円 / 月

＜区分ウの場合の計算例＞

- ・ 総医療費 100 万円の場合、窓口負担（3 割）が 30 万円
限度額適用認定証を提示すると・・・
 $80,100 \text{ 円} + (100 \text{ 万円} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\% = 87,430 \text{ 円}$
窓口負担が 30 万円から 87,430 円になります。

○ 「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、70歳以上で市区町村民税非課税世帯の方が対象です。

- ・ 役場、市役所等で手続きをお願いします。
- ・ 市区町村民税非課税世帯の方が「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示された場合、下記のようにになります。

区 分	自己負担限度額
区分Ⅱ	24,600 円 / 月
区分Ⅰ	15,000 円 / 月

- ・ 上記以外の窓口負担 1 割または 2 割の方は 1 月医療費上限額が
57,600 円（平成 29 年 8 月より）となります。（手続き不要）
- ・ 窓口負担 3 割の方は所得に応じて 3 区分に分かれます（平成 30 年 8 月より）
ので役場、市役所等で手続きをお願いします。

※上記全ての窓口負担は医療費のみ、食事負担額については別紙参照

※1ヶ月（1月）とは・・・暦月 1 日から月末まで

以上、ご質問等がございましたら入院担当事務に連絡下さい。

個人情報の利用目的に関するご案内

当院では、皆様の「**個人情報保護**」に全力で取り組んでいます

当院は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには万全の体制で取り組んでいます。なお、お気づきの点がありましたら窓口までお気軽にお申し出ください。

当院での患者様の個人情報の利用目的

1 医療・介護等提供

当院での医療・介護・福祉サービスの提供

他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携

他の医療機関・介護サービス事業者等への紹介、並びに紹介への回答

患者さん・利用者様の診療・介護サービス等のため、外部医師等の意見・助言を求める場合

検体検査業務の委託およびその他の業務の委託

御家族等への病状・状態説明

その他患者さん・利用者様への医療・介護等提供に関する利用

2 診療費・介護療養費請求のための事務

当院での医療・介護、労災保険、公費負担に関する事務、及びその委託

審査支払い機関へのレセプトの提供

審査支払い機関又は保険者からの紹介への回答

公費負担に関する行政機関等へのレセプトの提出、紹介への回答

その他、医療・介護、労災保険及び公費負担に関する診療請求・介護報償費請求のための利用

3 当院の管理運営業務

会計・経理

医療・介護・福祉事故等の報告

当院患者さんへの医療・介護サービスの向上

入退院（所）等の病棟・療養棟管理

その他当院の管理運営業務に関する利用

4 事業者等から委託を受けた健康診断にかかる、事業者等へのその結果通知

5 医師賠償責任保険にかかる、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談又は届出等

6 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

7 当院内で行われる医療・介護等実習への協力

8 医療の質の向上を目的とした当院での症例研究

9 外部監査機関への情報提供

【付記】

1. 上記のうち他の医療機関・介護サービス等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出下さい。
2. お申し出がないものについては、同意していただいたものとして扱われます。
3. これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

【メモ】

令和7年8月1日改正